

## 中小企業の事業承継対策② (事業承継の進め方とポイント)

### 1. 事業承継対策の進め方

先月号の「事業承継に向けての留意ポイント」に引き続き、今月は事業承継計画の策定と、税対策や、融資制度、保険等の活用等、事業承継の進め方とポイントについてまとめていきます。

#### (1) 経営者の高齢化で急がれる承継対策

中小企業白書(2006年版)によれば、年間29万社の廃業のうち、後継者不在を第一の理由とする廃業は7万社、雇用喪失は20万~35万人に上ると推定されており、円滑な事業承継は、地域経済には不可欠なものになっている。

また、会社経営者の平均年齢は、2012年版中小企業白書によると、2011年には59.09歳となり、1982年の52.58歳から約6.5歳高齢化している。

事業承継は、①経営者にとって遠い将来の話である、②経営者が影響力を維持したい、③「死亡という不幸」を連想させる問題である、等を理由に対策を先送りにしがちだが、会社株式や資産・債務の承継、事業ノウハウや経営理念、経営能力の承継等々、多様な承継を円滑に進めるための期間を考えれば、待ったなしの状況といえる。

事業承継を巡っては、多様な阻害要因があり、

- ①現経営者が権限移譲せず、後継者が権限の移譲を言い出すことでトラブルに発展。
  - ②経営者が高齢化により体調が思わしくないなか、連帯保証債務が個人資産を上回る状況で、相続が発生すれば相続人に多額の債務が残り、事業の継続が危ぶまれる。
  - ③相続予定者の中に意思疎通が図れない人物が存在。十分な生前贈与や遺言の作成がなされず、後継者に事業用資産の集中が十分にできなかった。
  - ④自社の強みが後継者に承継できずに取引先との良好な関係が築けない。
- 等々、すぐには解決できないものも多いことから、

なるべく早い時期から準備していくことが、円滑な事業承継に向けた課題といえる。

#### (2) 承継すべきものは多岐に渡る

事業承継といえば、自社株や会社資産といった、資産の贈与・譲渡、あるいは相続という狭い範囲で考えられがちである。

もちろんこれらが中心にはなるが、長年培われた「信用」「伝統」「知名度」といった実体が見えない自社の強みの承継。さらには、「地域の人的関係性」「技術・ノウハウ」「顧客」といった無形の事業資産の承継等も不可欠である。

また、将来的に発展していくためには、「信頼の維持」「進取の気性」「品質の向上」など、社内全体の士気・やる気を維持していく必要もあり、後継者が承継すべきものは多岐に渡る。

そのため、事業承継は、自社内外の状況をつぶさに見渡し、中長期的な視野で計画していくべきものである。

### 2. 事業承継計画の策定

事業承継計画の作成においては、会社の経営方針や経営目標を明確化したうえで、円滑な事業承継を実現するために、現在の経営者がやらなければならない課題を整理し(表1)、後継者との間の引き継ぎをスケジュール化することが重要となる。

具体的な事業承継計画の作成手順としては、次のような面の検討が必要と考えられる。

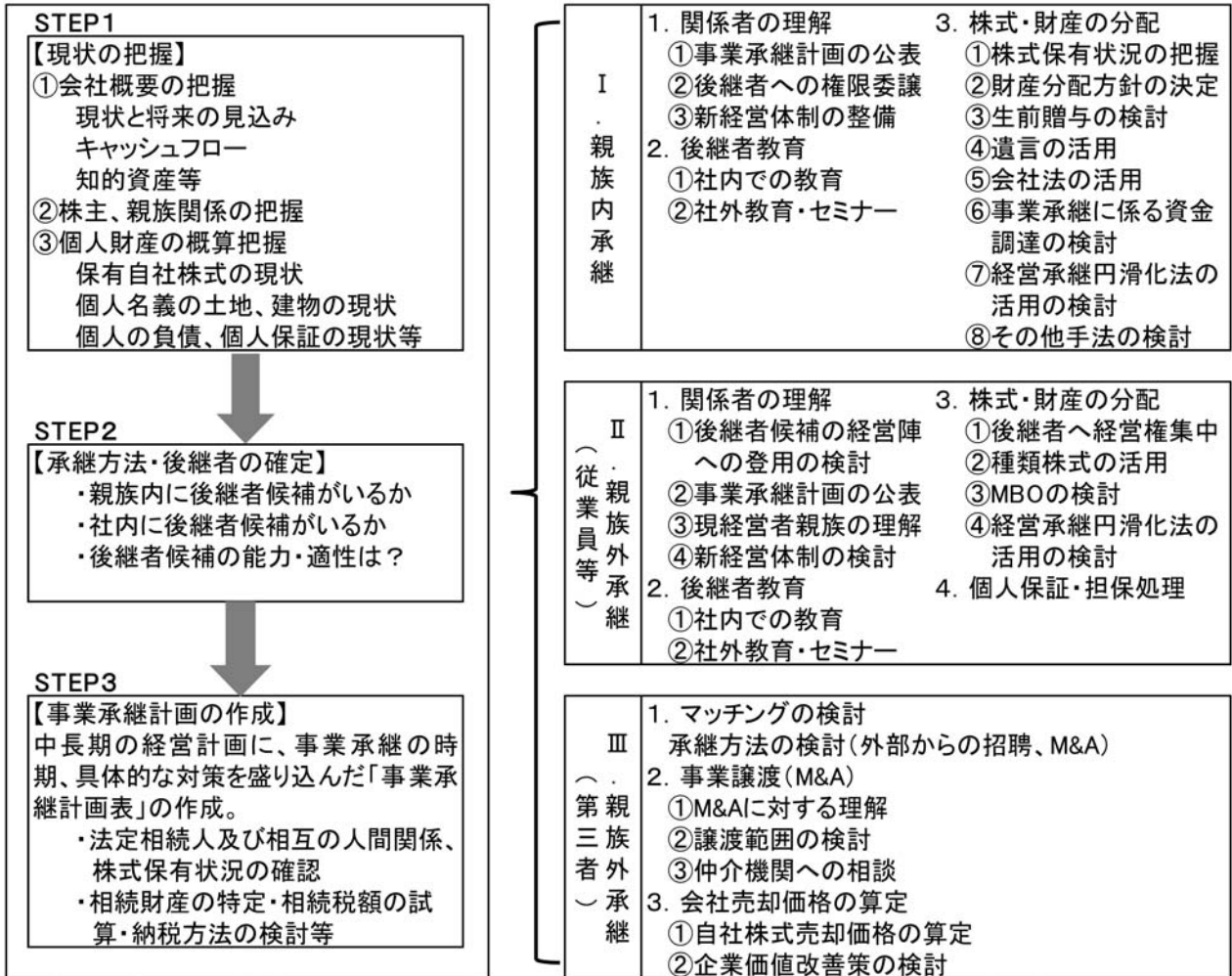
#### (1) 自社の現状分析

まず、自社および自社を取り巻く経営環境がどのような状況にあるのかをきちんと把握する。

##### ①会社の経営資源の状況

従業員数や年齢構成、資産金額と内容、技術、ノウハウなどの状況を整理したうえで、自社の強みと弱みを明確化する。

表1 事業承継対策の進め方



資料：「中小企業経営者のための事業承継対策（平成25年度版）」

②会社を取り巻く経営環境とリスクの状況

市場や競合他社の動向など、会社を取り巻く事業環境を把握するとともに、その中で自社がどのような位置にあるのかを明確化する。

③経営者の資産および負債状況

現在の経営者が保有している自社株式数、割合を確認し、それ以外の個人所有の資産・負債、個人保証などの状況も明確に把握。

④後継者候補の状況

親族あるいは社内に後継者候補がいるかどうか。また、後継者としての能力や適性を評価し、本人

の意思を確認することが必要。適任者がいない場合は、外部での後継者探しが必要となる。

⑤相続によって生じる問題点の把握

法定相続人を明確にし、相互の人間関係や自社の株式の保有状況を確認するとともに、相続財産を特定する。

(2) 今後の課題とその対応策の検討

現状分析の結果をもとに、今後の経営上の課題を明確にし、次の点などで対応策を検討する。

- ①経営資源を強化するための人材確保策の検討、新規投資のための資金調達の検討。

- ②市場での競争力を高めるための新規の販路開拓、商品開発。
- ③経営者個人の資産・負債整理、会社資産との明確な区分や個人保証の見直しなど。
- ④後継者の選定と育成方法の検討。
- ⑤事業承継を円滑に行うための財産分与の方法や相続税の試算、納税方法の検討。

### (3) 経営方針と経営目標の決定

現状分析、課題と対応策の検討を元に、中長期的な会社の方針を決定し、経営目標を明確化する。

中・長期の方針としては、今後伸ばしていく事業と縮小していく事業などを明確にし、事業の選択と集中を進めることを考慮する。経営目標としては、事業の到達目標を売上高、経常利益などを具体的な数値で明確化することが必要である。

こうして想定される今後の自社の事業推移のなかで、事業承継の時期を明確にしていく。

### (4) 具体的な引継計画(例1)

事業承継を円滑に行うには、現在の経営者と後継者との間で、引継期間を設けることが望ましい。

そのため、中長期計画の中で、後継者の教育方法やその期間、経営の引継期間とその間の役割分担、自社株式の譲渡方法などを具体化する。

### (5) 事業承継計画書の作成

上記のような手順で検討した結果を、事業承継計画書としてまとめ上げる。売上高や経常利益などの定量的な目標を時系列に示すとともに、事業承継の上で現経営者と後継者が実行すべき項目を明記し、具体的にスケジュール化する。

後継者が子女など明確に決まっている場合は、計画の作成段階から共同で作業を行い、経営方針や経営目標に対する認識を共有するとともに、承継までの教育方法や承継の時期などについても相談しながら進めることが望まれる。

## 3. 後継者への自社株式・事業用資産集中

### (1) 前経営者の保有株式の分散防止

後継者への自社株式の集中、すなわち株主総会で重要事項を決議できる3分の2以上を保有することは、企業の統治力を強めるため、また、買取りリスクに備えるためにも重要である。

その他、中小企業では、不動産等の事業用資産の大半を経営者自身が所有し、経営権と所有権が一致しているケースも多い。

そのため、自社株式と事業用資産の双方が、後継者に集中して引き継がれ、事業の用に供される必要があり、親族間の分割相続によって資産を分散させないようにする対策が求められる。

すなわち、事業承継計画の策定において、自社株式・事業用資産の分散を防ぎ、事業承継者に円滑に集中させるための、譲渡(売買)、贈与・相続等の方法の検討、及び、税金負担の対策や節税対策も極めて重要な課題となってくる。

子弟などや、相続人による株式の承継を巡っては前月号「中小企業の事業承継対策①」に述べた通りであるが、近年は、従業員・第三者による承継が増加しており、そのケースについてみていく。

### (2) 事業承継と遺留分減殺請求の回避

相続財産に占める自社株式の割合が高くなると、株式を後継者に相続させるだけで、他の相続人の遺留分を侵害する危険性がある。

遺留分の制度とは、法定相続人のうち配偶者、子、直系尊属については、法定相続分の2分の1の相続を保証しようという制度である。

もし、株式の相続価額が大きく、他の相続人の遺留分の割合まで侵害した場合、遺留分減殺請求権が行使される可能性があり、相続した株式の権利行使が制限され、円滑な事業の承継の妨げになることもある。

(例) T社社長中小太郎の事業承継計画表

【基本方針】

- ①太郎から長男学への親族内承継を行う。
- ②4年目に株式の一括贈与と同時に社長交代。贈与税の納税猶予の適用を受ける。  
(代表権を学に譲り、太郎は会長へ就任。10年目に完全に引退。)
- ③民法特例により生前贈与株式を遺留分の対象から除外する。

項目	現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目		
事業計画	売上高	8億円	→				9億円	→				10億円	
	経常利益	3千万円	→				3千5百万円	→				4千万円	
会社	定款・株式・その他		相続人に対する売渡請求の導入	経済産業大臣の事前確認	A・Cからの金庫株取得(注1)	役員の新(注1)	経済産業大臣の認定						
現経営者(中小太郎)	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	
	役職	代表取締役社長	→				会長	→			相談役	→	引退
	関係者の理解	家族会議		社内へ計画発表		取引先・金融機関に紹介							
	株式・財産の分配		公正証書遺言(注2)			株式一括贈与							
	※持株(%)	60%	→				0%	→					
後継者(中小学)	年齢	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	
	役職	従業員	取締役	常務取締役	専務取締役	代表取締役社長	→						
	後継者教育	社内	Y工場	→		本社営業	本社管理	総括責任	→				
		社外			経営革新塾								
	※持株(%)	0%	→				60%	→					
						贈与税の納税猶予適用	→						
						民法特例に係る除外合意	→						
補足	(注1)A取締役・B若手幹部候補・C元取締役 / Aが退任し、Bが取締役に就任。 (注2)自宅不動産(7千万円)を花子に、預貯金(3千万円)を梅子に相続させる旨を記載。												

(※)上記例では、現経営者及び後継者の持株割合は、議決権割合ではなく、発行済株式総数に対する保有株式数の割合を示す。

出所：「事業承継ハンドブック 29問 29答」(中小企業基盤整備機構)を加工

そのため、事業承継を検討するにあたっては、他の相続人の遺留分については、次のような対策が必要である。

(a) 適正な対価による売買

現経営者から相当な対価で買い入れた場合、遺留分減殺請求の対象にならない。

(b) 遺留分の放棄

遺留分権利者に遺留分を放棄してもらうことで、

相続した自社株式についての遺留分減殺請求を回避することができる。

#### (c) 価額弁償の準備

後継者から非後継者に対して自社株式に代わり、金銭等の代償を支払うこと等で回避する。ただ、そのための相当の資力の準備が必要となる。

#### (d) 早期の贈与（特別受益となる場合を除く。）

相続の対象とならないよう、早期に贈与を行う。贈与についての税対策は、「中小企業の事業承継対策①」で解説。

#### (e) 中小企業経営承継円滑化法の除外合意

円滑化法では、遺留分の取扱いに関する民法の特例を盛り込んでいる。これは、推定相続人全員の合意により、事業承継相続人（＝後継者）が被相続人から贈与等により取得した株式等の全部または一部の価額については、遺留分を算定するときの財産価額に算入しない旨の合意（＝「除外合意」）を行えるというものである。

要するに、事業承継相続人が生前贈与によって取得した株式について、遺留分の算定の基礎財産から除外するという合意である。

ただ、この合意は、非後継者にとっては不利な内容の合意であり、何らかの代償がないと合意は難しくなる可能性がある。

#### (3) 従業員・第三者による承継

親族内に適切な後継者が見当たらない場合には、社内の役員や経営陣、従業員等の社内に後継者を見出すケースと、取引先や金融機関などから有能な人を経営者として招聘するケースがある。

経営者の老後の生活資金確保等のため、会社そのものを売却し、第三者に経営してもらうことも考えられる選択肢の一つである。

従業員等、親族外への承継の場合には、他の従業員、取引先、オーナー親族等からの反発も予想

され、理解を得るように関係性を強める必要があり、その他、次のような留意点がある。

#### (a) 事業承継者の資力に問題があるケースも多い

- ・自社株を買い取る資力に乏しい。
- ・前経営者の個人保証や個人資産への担保設定の解除を行っておく必要。

#### (b) MBO（Management Buy-Out 会社経営陣がオーナーから株式を取得して事業を継続）

- ・買い取り資金として経営陣の自己資金の他、会社資産を担保とした銀行借入れや、投資の受け入れが可能かどうかの見極め。

## 4. 贈与税・相続税の軽減施策

自社株式（未上場株式）の評価額は会計・税務の専門家により株価評価の計算を行う必要がある。

ただ、評価の基礎となる算定要素は定められていることから、一般的には、算定要素の数値を引き下げることができないかをまず検討する。

#### (1) 会社規模による自社株式評価の引き下げ

会社規模の判定による大会社では、原則、類似業種比準方式が、小会社では、原則、純資産価額方式が使われるが、この2つの方式を組み合わせ低い方の価額を使うこともできる。（表2、3）

一般的に、類似業種比準方式の方が純資産価額方式より低くなりがちであり、類似業種比準方式で評価をした方が有利ということになる。

中会社の場合は、2つの方式を組み合わせ、それぞれに一定の比率を掛け、結果を足し合わせることで自社株評価を行う。

この比率は中会社の企業規模が大会社に近いほど類似業種比準方式の比率が高くなり（評価が低くなる可能性が高い）、逆に小会社に近いほど純資産価額方式の比率が高くなる。

そのため、総資産、従業員数、取引額を大きく

表2 会社規模の判定表

従業員数が100人以上の場合				→大会社			
従業員数が100人未満の場合				→下記の表で判断			
総資産価額（帳簿価額）				取引金額			会社規模とLの割合
卸売業	小売業 サービス業	左記以外	従業員数	卸売業	小売業 サービス業	左記以外	
20億円以上	10億円以上	10億円以上	50人超	80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社
14億円以上	7億円以上	7億円以上	50人超	50億円以上	12億円以上	14億円以上	中会社の 大L=0.90
7億円以上	4億円以上	4億円以上	30人超 50人以下	25億円以上	6億円以上	7億円以上	中会社の 中L=0.75
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超 30人以下	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	中会社の 小L=0.6
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社

表3 規模別の株式価格の算出方法（下記のいずれか低い金額を適用）

大会社	①類似業種比準価額 ②純資産価額
中会社	①類似業種比準価額×L + 1株当たりの純資産価額×(1-L) ②純資産価額×L + 1株当たりの純資産価額×(1-L)
小会社	①原則として、純資産価額方式で評価 ②類似業種比準価額×50% + 1株当たりの純資産価額×50%

※株式取得者の同族関係者の議決権割合が50%未満の場合、純資産価額の80%とする。

※Lの割合は、下記①、②のいずれか大きい方の割合による

①直近年度末の総資産価額（簿価）及び従業員数のいずれか下位の区分に応ずる割合

②直前期1年間の取引金額に応ずる割合

※純資産価額は相続税評価額によって評価

することによって自社にとって有利となる判定基準に属するよう調整を行う。（ただし、必ずしも類似業種比準方式の方が純資産価額方式より低くなるとは限らない）

なお、純資産価額方式による自社株評価では、含み益の42%相当額が控除される。これは、含み益を表出化した場合の課税を考慮したものである。

その他、土地保有特定会社（資産評価価額のうち占める土地等の割合が一定割合以上）については、会社規模にかかわらず純資産価額方式で評価され、保有土地の含み益が大きい場合には、株価が高額になるおそれがある。

## （2）純資産価格の引き下げ

＜時価と相続税評価に差がある資産の購入＞

更地に賃貸住宅や貸しビルを建設した場合、更地の時に比べ土地の相続税の評価額が下がる。

不動産の相続税評価額は、公示価格の約80%、建物は約60%である。さらに、賃貸住宅等を建てたときの土地の評価額は60%～70%となる。

また、借り入れによって賃貸住宅を建築した場合、借入残高が相続財産から差し引かれるため、さらに節税の効果は高い。

ただ、純資産方式により自社株を評価する場合においては、評価時点の3年以内を取得した土地、建物は評価時点の時価が適用される。

## （3）利益の引き下げ

株式を上場していないオーナー企業の株価は、利益、配当、純資産の3要素で決定されるが、それらを引き下げるにより自社株評価を下げることができる。中でも利益の影響力は他の2要素よりも高いため、一時的に利益を引き下げることで、株価自体を引き下げることができる。

### （a）役員退職金の支給と留意点

オーナー経営者が退任すると同時に、退職金を支給することにより、利益を縮小・赤字化することで株価を引き下げることが可能となる。

ただ、何の根拠もなしに支給したのでは、税務調査等で否認される可能性もあることから、通常は株主総会を開き、支給金額、支給時期、支給方法等について決定する。また、金額についても、

その根拠が必要となり、役員退職金規程を作成しておく必要がある。

一般的には役員退職金の金額は次の算式で計算されることが多い。

**役員の最終報酬月額×勤続年数×功績倍率**

ここで、功績倍率の妥当性が問題となるが、判例などを元に、社長は3.0、専務2.4、常務2.2、などの数値が用いられる。退職時の役員報酬が月額100万円、勤続年数が30年、功績倍率を3.0倍と仮定すると次のようになる。

100万円×30年×3.0倍=9,000万円

ただし、現経営者が実際に退職してしまうと、企業経営に支障をきたすケースがほとんどであり、よほど高齢であり、かつ後継者が十分に育っている状況でなければ問題を生じる可能性がある。

そのため、実際上では、役員生命保険の加入により対処することが多い。

#### (b) 役員生命保険を活用する方法

現在は退職できないが、何年か後であれば可能であろうと想定される場合や、事業継承計画で退職時期が予定される場合に、その時期にまとまった解約返戻金が受け取れる逡増定期保険に加入するケースも多い。

逡増定期保険とは、保険金額が契約当初の金額から5倍まで増加する定期保険で、解約返戻率が契約後の早い段階で高率になる。支払った保険料の2分の1（被保険者の年齢や保険期間により割合は変わる）を損金扱いすることができ、死亡退職金だけではなく、生存退職金の準備としても活用される。

例えば、5年後に1億円の役員退職金の支給を計画する場合には、年間保険料2,000万円の逡増定期保険に加入する。この保険加入により、5年間で保険料支払い合計額は1億円となり、解約返

戻金を仮に1億円とすれば、役員退職金の支給原資の確保ができることになる。

同時に、毎年支払う保険料2,000万円の2分の1は法人の損金となり、毎年の利益を1,000万円押し下げる効果を持つ。

#### (c) 含み損を有する資産の売却

会社が保有する有価証券や不動産、ゴルフ会員権に含み損がある場合には、売却すれば損失が実現し、純資産価額が下がる。

その他、証券・不動産等に限らず、不良債権・不良在庫を処分すれば損失が実現する。

#### (d) 即時償却や特別償却を活用する方法

設備等を取得した場合、通常は耐用年数に応じた償却期間内に毎年減価償却費を計上する。

しかし、政府の政策により、取得年度において、取得金額全額を償却できる即時償却や、通常の償却費以上に償却できる特別償却の制度が設けられた場合、それを活用し、利益を圧縮できる。

ただ、政策的な減税であることから、時限立法とされるケースも多く、その時々を政策を注視しておく必要がある。

最近の例では、グリーン投資減税（平成27年3月末まで）があり、その出力が10キロワット以上の太陽光発電装置、1万キロワット以上の風力発電装置、コージェネレーション設備などが即時償却可能とされている。

#### (4) 従業員持株会の活用

株式を社外に流出させずに現経営者の相続財産を減らす方策として、株式を従業員持株会に譲渡、あるいは贈与する方法がある。

自社株式のうち経営の安定に不可欠な株数は現経営者が所有し、経営権に影響の少ない従業員持株会に株式を移転することで、現経営者の相続財産を圧縮しようとするものである。

例として、経営者が持つ100%の株式のうち、経営権確保に必要な3分の2を超える部分を持ち株会に移転すれば、その分の財産が圧縮できる。

この場合の株価の評価は、議決権割合が低く会社に対して支配力がなく、配当を期待して株式を保有するとされることから、配当還元価額方式が適用される。これは、配当金を基にした方式で、通常は、原則的評価方式よりも低い金額になり、現経営者の株式譲渡益への課税も相対的に低いものとなる。

また、会社が第三者割当増資を行い、従業員持株会がその全額を引き受ける場合には、株式数が増えることから、多くの場合、株式の評価は低下する。

さらに、従業員持株会に自社株を持たせることは、その他に、会社の業績に連動して配当を行うことにより、従業員の経営参加意識を醸成することができるという効果も期待できる。

#### <従業員持ち株会の留意点>

従業員持株会の問題点として、会社が株式公開を目指すような場合、社外流出の懸念など、資本対策の制約条件となる可能性がある。

また、換金性に乏しいことから、従業員退職時の対処にも留意が必要である。

従業員から経営者一族が買い取る場合には、税務上の時価は原則的評価方法とされており、高額になる可能性がある。

ただ、従業員持株会の理事長がいったん買取ったり、従業員持株会に加入している他の従業員に売却する方法をとれば、持ち株会外部へ流出は防げる。その他、金庫株の買取りの規程を利用して、会社自身が自社株を買うことも可能で、これらの場合の買取価格は、一般的には配当還元価額が多いが、従業員株主が納得する基準を設け、それを

従業員持株会の規約の中で買取価格として明記しておくことが望ましい。

#### (5) 株価対策を行う上での留意点

対策については、「株価対策」という一方向のみで考えるのではなく、多方面からの検討が必要である。合理的な理由が伴っていない対策は、税務上否認されるリスクがあり、その他、相続対策としては有効であっても、その効果以上に所得税等の他の税金が上昇したりする可能性もある。

また、課税価額引き下げの方策については、政府・税務当局において、常に課税強化の対象として検討されている。

さらに、対策が、事業戦略上ではかえってマイナスに働くようでは意味がなく、経営上のプラス要素を考慮した対策とすることが必要である。

## 5. 事業承継ための資金計画

### (1) 納税資金の準備

後継者の相続財産について事業用資産が大半を占め、現金等は他の相続人が相続する場合には、次の点で資金が必要となる。つまり、納税資金、あるいは、自社株式や事業用資産を集中して相続するため、他の相続人へ支払う代償等である。

#### ① 納税資金の問題

#### ② 遺留分侵害への留意

#### ③ 自社株贈与にかかる特別受益\*と遺留分侵害

※相続人が生前の贈与や遺贈をうけたものを特別受益というが、民法では、これを相続財産に持ち戻して計算し、各相続人の相続分を算定する。

### (2) 役員退職金

現経営者が退任に当たって、役員慰労退職金を受け取ることで、相続資産として現金資産を十分に確保するものである。



役員退職金を会社の損金とするには、前述の通り、株主総会で承認（通常は取締役会に一任）を得る必要がある。

### （３）死亡退職金の支給

先代経営者の死亡の場合に、死亡退職金や弔慰金の支給により納税資金とする。死亡退職金は、法定相続人 1 人当たり 500 万円が相続税の非課税財産となる。

### （４）生命保険による資金確保

死亡退職金の確保のため、会社が保険契約者・保険受取人、経営者が被保険者となる生命保険加入で、死亡退職金の資金準備ができる。

その他、現経営者を被保険者、後継者を保険受取人とする、個人的な保険加入も有効である。この場合、相続税は通常の保険金に関する相続税の計算となる。

### （５）自社株売却による現金化

後継者の相続財産が自社株中心となるような場合、金庫株として自社が購入し、代金を納税等の支払い資金とする。

### （６）事業保障資金の確保

事業承継に当たっては、従業員のモチベーション維持が事業存続のポイントであり、経営者個人

の信用に頼りすぎないための備えが必要である。

そのため、現経営者の引退や死去の場合にも、企業を存続させるに足る資金を準備しておく必要があり、法人契約の役員生命保険等が活用される。

**事業保障資金＝短期債務額（短期借入金＋買掛金＋支払手形）×1.7＋従業員の年間給与総額**

※受取保険金は雑収入となり、それを債務の返済に充当しても損金処理はできず、法人税などが課税される。そのため、保険金に対する課税（実効税率 41%）を勘案して、保険金額を短期債務額の約 1.7 倍の金額として考える。

## 6. 相続にかかる諸問題への対応

### （１）遺言書作成の留意点

遺言は、被相続人（現経営者）の財産の分割方法を指定するもので、これにより、資産については後継者に円滑に事業承継を行うことができる。

遺言には「自筆証書遺言」、「公正証書遺言」、「秘密証書遺言」があり、民法に基づいた要件を満たしていないと、遺言として認められない。

また、遺言書（公正証書による遺言を除く）の保管者、又はこれを発見した相続人は、遺言者の

表 4 遺言書の形態とその条件

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成者	本人	本人の口述を公証人が筆記する	誰でもよい
証人(立会人)	いない	証人 2 人以上	証人 2 人以上
保管	本人または第三者	公証人が原本保管	本人または第三者
作成場所	自由	公証人役場（公証人の出張可）	公証人役場（公証人の出張可）
家裁の検認	必要	いない	必要
開示性	内容を知られない	公証人・証人に内容を知られる	存在は知られるが内容は知られない
作成費用	かからない	公証人の手数料	公証人の手数料
隠匿・変造・紛失偽造の危険性	危険がある	なし	危険は少ない
内容無効化の可能性	ある	なし	ある

※どの遺言の場合でも ①日付 ②署名 ③押印 は必ず必要。

死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければならない。また、封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会の上開封しなければならない。

「検認」とは、遺言書の存在および内容を確認するために調査する手続きで、遺言が有効か無効かを判断する為の手続きではなく、後々、遺留分減殺請求が行われるなど、遺言の有効性を争われることもある。

そのため、金融機関はその争いに巻き込まれるリスクを避ける為に、大抵の場合、相続人全員の署名捺印、印鑑証明書、戸籍謄本を求めている。

## (2) 前経営者個人名義の保証・担保差し入れ

法人の資金調達力を考えた事業承継、つまり、真の事業承継では、個人保証や担保を外すことも重要である。

旧経営者の事業用資産が担保に入っているケースでは、個人資産が担保として処分される可能性もあり、会社買い取らせるための資金調達が必要である。

また、旧経営者が大株主であることにより、個人保証が求められるケースでは、事業承継と同時に株式も受け継ぎ、後継者の個人保証での融資取引が可能のように金融機関との折衝が必要である。

## 7. 円滑な事業承継のための金融支援措置

現経営者の退任や死亡により事業承継をする際に、自社株の集中や納税のため等、多額の資金ニーズが発生する場合、中小企業経営承継円滑化法では、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者等に対して、次の金融支援措置を講じている。

### (1) 政府系金融機関からの融資

日本政策金融公庫が以下の融資制度を取り扱っており、会社のみではなく後継者個人も対象となっ

ている。また、通常の金利（基準金利）と比べて利率の低い特別利率が適用されている。

### (a) 自社株式等の取得を行う会社への融資

相続等による株式等の分散を防止するため、会社が自社株式等の取得を行う場合、その買取資金についての融資。

### (b) 後継者個人への融資

後継者個人が自社株式や事業用資産を買い取ったり、相続税や贈与税の納税のための資金融資。円滑化法に基づく認定を得ることが必要。

また、個人事業主が事業用資産を買い取ったり、相続税や贈与税の納税を行う場合などには、融資を受けることも可能。

### (c) 親族外承継を行う場合への融資

## (2) 信用保証協会

中小企業信用保険法の特例により、経営承継円滑化法の認定を受けた中小企業者の事業資金の信用保険枠が拡大し、金融機関からの資金調達がしやすくなっている。

(山城 満)

<次回は、事業承継に伴うM&Aや組織変更等についてみていきます>

※本稿は、事業承継にかかる法制度や税務、諸制度、また、それに関連するスキーム等に関する紹介や解説を行ったものであり、実際の事業承継においては個別の状況により対応が異なることから、専門家（税理士・会計士・弁護士等）にご相談が必要です。

### 【参考文献】

ナント経済月報 10月号「中小企業の事業承継対策①」参照